



平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 上 毛  
代表者名 取締役社長 麻生 正紀  
(コード番号 東証 第 2 部)  
問合せ先 取締役管理本部長 田部井清志  
(TEL.027-224-2111)

### 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 132 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 現在の定款の文言を変更しつつ新たに文言を追加することで、当社の営業活動の実態をより明確に表現した定款へと変更いたしたいと存じます。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号。以下「整備法」という) が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、「会社法」および「整備法」に基づき、当社現行定款につき、次のとおり所要の変更を行うものであります。
  - ①会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定め、第 8 条（株券の発行）に変更するものであります。
  - ②会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 10 条（単元未満株式の権利制限）を新設するものであります。
  - ③インターネットの普及を考慮し、法務省令に定めるところに従い株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、みなし提供できるようにするため第 16 条（株主総会の参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定を新設するものであります。
  - ④会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 28 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
  - ⑤会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外取締役、社外監査役および会計監査人が期待される役割を十分に發揮することができるよう、第 35 条 2 項（社外取締役の責任免除）、第 45 条第 2 項（社外監査役の責任免除）、第 50 条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。
  - ⑥定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
  - ⑦旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (3) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

##### 2. 定款変更の内容

別紙、添付のとおりであります。

##### 3. 日程

- (1) 開催日時：平成 18 年 6 月 29 日（木曜日） 午前 10 時
- (2) 開催場所：前橋東急イン（群馬県前橋市本町 2 丁目 16 番 1 号）  
2 階（紫雲の間）

以上

(下線部分は、変更部分を示しております。)

| 現行定款  | 修正案  |
|---|--|
| 第1章 総 則   | 第1章 総 則  |
| 第2条 (目的)<br>当会社は次の事業を営むことを目的とする。<br>1. (条文省略)<br>3.<br>4. 土地建物及び建築資材の売買及び店舗、駐車場等不動産の賃貸業<br>5. (条文省略)<br>25. | 第2条 (目的)<br>当会社は次の事業を営むことを目的とする。<br>1. (現行どおり)<br>3.<br>4. 土地建物の売買及び賃貸業務、賃貸物件の開発業務並びに匿名組合への出資業務<br>5. (現行どおり)<br>25.                       |
| 第2章 株 式   | 第2章 株 式  |
| 第5条 (発行する株式の総数)<br>当会社が発行する株式の総数は11,000万株とする。   | 第5条 (発行可能株式総数)<br>当会社の発行可能株式総数は、11,000万株とする。   |
| 第6条 (自己株式の取得)<br>当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。                                     | 第6条 (自己株式の取得)<br>当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。  |
| 第8条 (単元未満株券の不発行)<br>当会社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しない。  | 第8条 (株券の発行)<br>当会社は、株式に係る株券を発行する。<br>2. 前項の規定にかかわらず当会社は1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という)に係る株券を発行しないことができる。                                    |
| (新設)  | 第9条 (単元未満株主の権利制限)<br>当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。<br>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利<br>2. 募集株式または募集新株予約権の割り当てを受ける権利 |
| 第9条 (株券)<br>(条文省略)  | 第10条 (株券)<br>(現行どおり)   |
| 第10条 (名義書換代理人)<br>当会社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同)     | 第11条 (株主名簿管理人)<br>当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登                                |

|   |   |
|---|---|
| <p>じ。) および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人</u>の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は<u>名義書換代理人</u>に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>   | <p>録簿および新株予約権原簿は、<u>株主名簿管理人</u>の事務取扱場所に備え置き、<u>株主名簿</u>、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>への記載又は記録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、単元未満株式の買取り、その他株式<u>および</u><br/><u>新株予約権</u>に関する事務は<u>株主名簿管理人</u>に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p>                 |
| <p><b>第11条（株式取扱規程）</b></p> <p>当会社の、株券の種類並びに<u>株式の名義書換</u>、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、<u>株券喪失登録</u>、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続き及び手数料について取締役会において定める株式取扱規程による。</p>   | <p><b>第12条（株式取扱規程）</b></p> <p>当会社の株券の種類並びに<u>株主名簿</u>、<u>株券喪失登録簿</u>および<u>新株予約権原簿</u>への記載又は記録、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、単元未満株式の買取り、その他株式<u>および</u><br/><u>新株予約権</u>に関する手続き及び手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。</p>                         |
| <p><b>第12条（届出）</b></p> <p>当会社の株主、登録質権者又はその法定代理人はその氏名、住所及び印鑑を当会社所定の<u>名義書換代理人</u>に届け出なければならない。</p> <p>前項に掲げた者が日本国内に住所又は居所を有しないときは日本国内において通知を受けるべき仮住所又は代理人を定め、その印鑑と共にこれを届け出なければならない。</p>                                | <p><b>第13条（届出）</b></p> <p>当会社の株主、登録質権者、<u>会社法第249条第3号の新株予約権</u>又はその法定代理人はその氏名、住所及び印鑑を当会社所定の<u>株主名簿管理人</u>に届け出なければならない。</p> <p>2. 前項に掲げた者が日本国内に住所又は居所を有しないときは日本国内において通知を受けるべき仮住所又は代理人を定め、その印鑑と共にこれを届け出なければならない。</p>                    |
| <p><b>第13条（基準日）</b></p> <p>当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、<u>その決算期の定時株主総会</u>において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録質権者とする。</p> | <p><b>第14条（基準日）</b></p> <p>当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、<u>その事業年度に関する定時株主総会</u>において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、一定の日現在の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。</p> |
| <p><b>第3章 株主総会</b></p> <p><b>第14条（招集の時期及び議決権）</b></p> <p><u>当社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じこれを招集する。</u></p> <p>株主総会は法令に別段の定めある場所を除いては、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集する。</p>   | <p><b>第3章 株主総会</b></p> <p><b>第15条（招集の時期及び招集権者）</b></p> <p>定時株主総会は<u>毎年6月</u>に招集し、臨時株主総会は必要に応じこれを招集する。</p> <p>2. 株主総会は法令に別段の定めある場合を除いては、取締役会の決議に基づき代表取締役がこれを招集する。</p>  |

|  |   |
|--|---|
| (新設)   | <u>第16条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u><br><br>当会社は株主総会の招集通知に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。 |
| 第15条 (議長)<br>(条文省略)  | 第17条 (議長)<br>(現行どおり)  |
| 第16条 (議長の権限)<br>(条文省略)   | 第18条 (議長の権限)<br>(現行どおり)   |
| 第17条 (決議)<br><br>株主総会の普通決議は出席した株主の議決権の過半数をもって決する。<br><br>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをを行う。    | 第19条 (決議)<br><br>株主総会の普通決議は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。<br>2. 会社法第309条第2項の規定によるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれをを行う。  |
| 第18条 (議決権の代理行使)<br><br>株主は代理人に委任して議決権を行使することが出来る。但しその代理人は当会社の議決権ある株主及び実質株主であることを要する。<br>株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 | 第20条 (議決権の代理行使)<br><br>株主は代理人1名に委任して議決権を行使することができる。但しその代理人は当会社の議決権のある株主であることを要する。<br>2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。  |
| 第19条 (株主の提案権)<br>(条文省略)  | 第21条 (株主の提案権)<br>(現行どおり)  |
| 第20条 (総会の議事録)<br><br>株主総会の決議した事項は議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が署名又は、記名捺印又は電子署名を行う。<br>株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。  | 第22条 (総会の議事録)<br><br>株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が署名又は、記名捺印又は電子署名を行う。<br>2. 株主総会の議事録はその原本をその決議の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。          |

|  |  |
|--|--|
| <p><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p>(新設)</p> <p><b>第21条 (取締役会の定員)</b><br/>(条文省略)</p> <p><b>第22条 (取締役の選任)</b><br/>取締役は株主総会において選任する。その選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br/>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p><b>第23条 (取締役の任期)</b><br/>取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>補欠として選任された取締役の任期は<u>前任者の残任期間とする。</u></p> <p><b>第24条 (取締役会の招集)</b><br/>取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の3日前に発するものとする。但し緊急の必要のある時には、この期間を短縮することができ、又は<u>全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p><b>第25条 (取締役会の決議)</b><br/>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><b>第26条 (代表取締役)</b><br/>(条文省略)</p> <p><b>第27条 (役付取締役)</b><br/>(条文省略)</p> <p><b>第28条 (分掌)</b><br/>取締役会は、社長がこれを招集し、その議長</p> | <p><b>第4章 取締役及び取締役会</b></p> <p><b>第23条 (取締役会の設置)</b><br/><u>当会社は、取締役会を置く。</u></p> <p><b>第24条 (取締役会の定員)</b><br/>(現行どおり)</p> <p><b>第25条 (取締役の選任)</b><br/>取締役は株主総会の決議によって選任する。<br/>その選任決議は、<u>議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</u><br/>2. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p><b>第26条 (取締役の任期)</b><br/>取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u><br/>2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は<u>他の取締役の残任期間とする。</u></p> <p><b>第27条 (取締役会の招集)</b><br/>取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要がある時には、この期間を短縮することができ、又は<u>取締役及び監査役全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p><b>第28条 (取締役会の決議)</b><br/>(現行どおり)</p> <p><b>第29条 (取締役会決議の省略)</b><br/><u>当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p><b>第30条 (代表取締役)</b><br/>(現行どおり)</p> <p><b>第31条 (役付取締役)</b><br/>(現行どおり)</p> <p><b>第32条 (分掌)</b><br/>取締役会は、社長がこれを招集し、その議長</p> |
|--|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>となる。社長は取締役会の決議を執行し、会社業務を総括し、取締役社長欠員又は事故あるときは予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを代わる。</p>  | <p>となる。社長は取締役会の決議を執行し、会社業務を総括し、取締役社長に事故あるときは予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを代わる。</p>   |
| <p><b>第29条（取締役会の議事録）</b><br/>取締役会の決議した事項は議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び監査役が署名又は、記名捺印又は電子署名を行う。取締役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p>   | <p><b>第33条（取締役会の議事録）</b><br/>取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役および監査役が署名又は、記名捺印又は電子署名を行う。取締役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p>   |
| <p><b>第30条（取締役の報酬及び退職慰労金）</b><br/>取締役の報酬並び退職慰労金は、株主総会に於て定める。</p>  | <p><b>第34条（取締役の報酬等）</b><br/>取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。</p>   |
| <p><b>第31条（取締役の責任免除）</b><br/>当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって同条第1項第5号の行為に関する取締役（取締役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> | <p><b>第35条（取締役の責任免除）</b><br/>当会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>  |
| <p>（新設）</p>   | <p>2. 当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>                              |
| <p><b>第5章 監査役及び監査役会</b><br/>（新設）</p>  | <p><b>第5章 監査役及び監査役会</b></p>   |
| <p><b>第32条（監査役の定員）</b><br/>(条文省略)</p>   | <p><b>第36条（監査役および監査役会の設置）</b><br/>当会社は、監査役および監査役会を置く。</p>   |
| <p><b>第33条（監査役の選任）</b><br/>監査役は株主総会において選任する。その選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p>                         | <p><b>第37条（監査役の定員）</b><br/>(現行どおり)</p> <p><b>第38条（監査役の選任）</b><br/>監査役は株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p> |

|   |  |
|---|--|
| <p><b>第34条（監査役の任期）</b></p> <p>監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。</p>                   | <p><b>第39条（監査役の任期）</b></p> <p>監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度</u>のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。</p>   |
| <p><b>第35条（常任監査役）</b></p> <p>監査役は<u>その互選により常任監査役を1名以上置くものとする。</u></p>   | <p><b>第40条（常勤監査役）</b></p> <p>監査役は<u>監査役の中から常勤監査役を1名以上選定するものとする。</u></p>  |
| <p><b>第36条（監査役会の招集）</b></p> <p>監査役会の招集の通知は各監査役及に対し会日より5日前に発するものとする。但し緊急のときは<u>之を短縮することが出来る。</u></p>                               | <p><b>第41条（監査役会の招集）</b></p> <p>監査役会の招集の通知は各監査役に対し会日より5日前までに発するものとする。但し緊急のときは<u>これを短縮することができる。</u></p>  |
| <p><b>第37条（監査役会の決議）</b><br/>(条文省略)</p>  | <p><b>第42条（監査役会の決議）</b><br/>(現行どおり)</p>  |
| <p><b>第38条（監査役会の議事録）</b></p> <p>監査役会の<u>決議した事項</u>は議事録に記載又は記録し、出席した監査役が署名又は、記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>監査役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p> | <p><b>第43条（監査役会の議事録）</b></p> <p>監査役会の<u>議事の経過の要領</u>およびその結果並びにその<u>他法令に定める事項</u>については議事録に記載又は記録し、出席した監査役が署名又は、記名捺印又は電子署名を行う。</p> <p>2. 監査役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p> |
| <p><b>第39条（監査役の報酬及び退職慰労金）</b></p> <p>監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会に於て定める。</p>  | <p><b>第44条（監査役の報酬等）</b></p> <p>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>  |
| <p><b>第40条（監査役の責任免除）</b></p> <p>当会社は、商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者も含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p>                   | <p><b>第45条（監査役の責任免除）</b></p> <p>当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>            |
| <p>(新設)</p>   | <p>2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>(新設)</p> <p><b>第44条 (会計監査人)</b><br/>(条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>   | <p><b>第6章 会計監査人</b></p> <p><b>第46条 (会計監査人)</b><br/>(現行どおり)</p> <p><b>第47条 (会計監査人の選任)</b><br/><u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><b>第48条 (会計監査人の任期)</b><br/><u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会までとする。</u></p> <p><b>2.</b> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><b>第49条 (会計監査人の報酬等)</b><br/><u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><b>第50条 (会計監査人の責任免除)</b><br/><u>当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p> |
| <p><b>第6章 計 算</b></p> <p><b>第41条 (営業年度及び決算期)</b><br/><u>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、その末日をもって決算期とする。</u></p> <p><b>第42条 (利益配当金)</b><br/><u>利益配当金は毎年3月31日現在の株主名簿等に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し支払う。</u><br/>前項の配当金はその支払確定の日から満3年を経過したときはその支払の義務を免れるものとする。</p> <p><b>第43条 (中間配当)</b><br/><u>取締役会の決議により毎年9月30日現在の</u></p> | <p><b>第7章 計 算</b></p> <p><b>第51条 (事業年度)</b><br/><u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p> <p><b>第52条 (期末配当金)</b><br/><u>当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剩余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</u></p> <p><b>2.</b> <u>前項の期末配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p><b>第53条 (中間配当金)</b><br/><u>当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30</u></p>   |

最終の株主名簿等に記載又は記録された株主もしくは登録質権者に対し、中間配当を支払うことができる。

前項の中間配当金は支払確定の日から満3年を経過したときはその支払義務を免れるものとする。

日現在の最終の株主名簿等に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剩余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

2. 前項の中間配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。